

京都市訓令甲第 15 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

別表区長の項第17号及び同表担当区長の項第19号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち重要なもの」を削る。

別表部長、室長及び京北出張所長の項第6号中「並びに個人情報の取扱いの是正」を削る。

別表福祉部長の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「及び地域活動支援」を「、地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援」に改め、「の実施」を削り、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 所属職員に対する検査職員証、滞納者財産差押職員証及び検査証の交付に関すること。

別表副室長及び課長（総務・防災課長を含む。）の項第15号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削る。

別表総務・防災課長の項第5号に次のただし書を加える。

ただし、調達契約にあつては、1件1,000,000円以下の契約に限る。

別表総務・防災課長の項第9号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加える。

別表福祉介護課長の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支給決定に関する事。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

別表支援課長及び支援保護課長の項第2号中「支給決定」を「支給」に改め、同項第4号に次のただし書を加える。

ただし、難病患者に関するものを除く。

別表京北出張所次長の項第7号中「並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なもの」を削り、同項第21号中「許可」の右に「又は1件賃料月額10,000円以下の普通財産の貸付け」を加え、同項中第40号を第41号とし、第28号から第39号までを1号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の1号を加える。

- (28) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支給決定に関する事。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)